

○由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年10月1日

条例第90号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、由布市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請ができる者の資格
- (3) 募集をする期間(以下「募集期間」という。)
- (4) 次条各号に掲げる書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (9) その他市長等が別に定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、募集期間内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が別に定める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて指定する基準

(公募によらない指定管理者の候補者の選定)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず、市が出資している法人又はその他の団体(以下「出資団体等」という。)を指定管理者の候補として選定することができる。

- (1) 地域密着型施設で、地域住民等により構成される団体を指定するとき。
 - (2) 公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると市長等が認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるとき。
- 2 市長等は、前項の規定により選定するときは、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号の基準に照らし、総合的に判断しなければならない。

(選定結果の通知)

第6条 市長等は、前2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者又は候補者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

- 第7条 市長等は、第4条又は第5条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。
- 2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 利用料金に関する事項
 - (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
 - (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (7) 管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護に関する事項
 - (8) その他市長等が指定する事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長等が指定する事項

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は損壊若しくは滅失によって生じた損害を由布市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報等の取扱い)

第13条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。また、公の施設の管理について知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の湯布院町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年湯布院町条例第25号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により指定管理者に管理を行わせていた合併前の湯布院町の公の施設のうち施行日に本市の公の施設となったもの(施行日以後引き続き指定管理者に管理を行わせるものに限る。以下「承継管理施設」という。)の管理を行わせる指定管理者として指定されていた法人その他の団体(その指定の期間の末日が施行日の前日とされていたものを除く。)は、施行日からその指定の期間の末日(その日前にこの条例第10条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その取り消された日)までの間、それぞれ、合併前の条例の規定により指定管理者として指定されていた承継管理施設についてこの条例第7条第1項の議会の議決を経て指定された当該承継管理施設の管理を行わせる指定管理者とみなす。
- 4 前項の規定により承継管理施設の管理を行わせる指定管理者とみなされる法人その他の団体について、同項に規定する期間中に合併又は分割(当該指定管理者として業務の全部を承継させるものに限る。)があったときは、合併後存続する法人その他の団体若しくは合併により設立された法人その他の団体又は分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人その他の団体は、当該指定管理者とみなされる法人その他の団体の当該指定管理者としての地位を承継するものとする。